

障 第 1884 号
平成 24 年 3 月 1 日

就労移行支援事業所
就労継続支援事業所
(旧法授産施設等を含む)

} 代表者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長
(公印省略)

施設外就労における留意事項について (通知)

このことについては、「就労移行支援事業、就労継続支援事業 (A 型、B 型) における留意事項について」(最終改正：平成 21 年 3 月 31 日付け障障発第 0331006 号)において、請負契約に関する契約を締結し、請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこととされています。

特に、A 型事業所で雇用契約を締結する利用者については、上記通知に反し、利用者に対する必要な指導等を施設外就労先の企業が行った場合や、利用者が施設外就労先の企業の従業員と共同で処理した場合等は、労働者派遣法が適用され、違法な労働者派遣行為とされる可能性があります。

また、雇用契約を締結しない B 型事業所、移行支援事業所においては、労働者派遣法は適用されませんが、同様の趣旨を理解いただき、上記通知に従い適正な施設外就労を行うことが必要です。

県としては、施設外就労に対し、予算事業等を通して促進を図っているところですが、その実施に当たっては、別添の資料等を参考にいただき、適正な請負形態の確保に格別の御配慮をいただきますようお願いします。

なお、「請負」と「労働者派遣」の違い等、要件の詳細についての問い合わせは、島根労働局 (下記) へお願いします。

記

島根労働局 職業安定部職業対策課

TEL 0852-20-7020

〒690-0841 松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 5 階

(厚生労働省の労働者派遣事業に関するホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/haken-shoukai.html>

(担当) 障がい福祉課 就労支援スタッフ 稲田

TEL 0852-22-5588 FAX 0852-22-6687